

動物用医療機器営業所廃止  $\left( \begin{array}{c} \text{休止} \\ \text{再開} \end{array} \right)$  届出書

年 月 日

静岡県知事 殿

住所

氏名  $\left( \begin{array}{c} \text{法人にあつては、名称及び} \\ \text{代表者の氏名} \end{array} \right)$

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 40 条第 1 項（第 2 項）において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により動物用医療

機器営業所の廃止  $\left( \begin{array}{c} \text{休止} \\ \text{再開} \end{array} \right)$  を下記のとおり届け出ます。

記

- 1 業務を廃止  $\left( \begin{array}{c} \text{休止} \\ \text{再開} \end{array} \right)$  した営業所の名称及び所在地
- 2 業務の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由
- 3 参考事項